

藤原卿の問題

井 上 豊

万葉集卷七の一一九五番の歌、

麻衣著ればなつかし紀の国の妹背の山に麻まく吾妹の左註に、

右七首藤原卿作、未審年月。(右の七首は藤原の卿の作り、いまだ年月を審かにせず。)

と見えているが、藤原卿は誰をさすのであろうか。通説では北卿の藤原房前をさすということになつてゐるが、疑義があるので、吟味して見たい。藤原麻呂とする説も提唱されているが、自分は種々の点から考へて、藤原宇合と見たい。

一、

「藤原卿」を房前とするのは、契沖の「代匠記」にはじまる説らしいが、「代匠記」の初稿本にはただ、

藤原卿、藤原北卿にて、房前なるべきを、北の字の落たるにこそ。

とし、精撰本には、

さきに人丸集の歌と注せしよりこなた八首あり。其中に初の一首は作者なきにや。今按藤原卿といへるは、藤原北卿と云へる北の字の落たる歟。大織冠ならば内大臣藤原卿と云べし。藤原卿とのみ云ては南卿北卿わかれず。南卿は武智麻呂なり。武智

麻呂は和歌に不堪なりける歟。集中一首もなければ北卿なるべしと云なり。

と見えている。「藤原卿」は南卿北卿の何れかをさすものにちがいないとみて、南卿の武智麻呂は集中に一首もみえず、和歌に不堪だつたらしいから、北卿の房前であらう、と推定したので、確実な根拠をもつとはいへない。なお、「人麻呂集の歌と注せしより云々」とあるのは、一一八七番の歌の左註に、「右一首柿本朝臣人麻呂之歌集出」と見え、次の一一八八番「山越而」の歌から数えると八首になる。このあたりは歌の順序が乱れているといわれているが、通行本の順序に従つて言つてゐるのである。「略解」に、「ここに七首にあれども八首也、乱れたるならむ」とし、「古義」にも、「七首とあれど、山越而云々の歌より已下八首なるべし、誤れるにや」としているのは、右の契沖の言葉を誤解したのである。「藤原卿」については「略解」「古義」とも契沖の説をひき、房前説を採つてゐる。ただ真淵の「万葉考」には、

此哥の左に今本に右七首者藤原卿作未審年月とあり。これは房前卿か宇合卿か。撰の前に書くならば、同時の事なればつまびらかに書べし。後に書加へたる物なればかく疑ひてかけるなり。よりととらず。

「藤原卿」は房前あるいは宇合としてゐるが、左註を後世の附加と

みて削るといのである。宇合説をもだしているのは珍しい。

近代になつて、井上通泰博士の「新考」や鴻臚氏の「金釈」も契沖の説により、佐佐木博士の「評釈万葉集」も契沖の説に従つてゐる。ただし「全釈」は、「それとも定め難い」と疑を残してゐる。沢沢博士も「新釈」の解説で契沖の説をひき、ほぼ房前説を採つてゐるが、「北卿藤原房前と見るのがまづ穩かであらうか」と若干疑問をはさんでゐる。沢瀉森本兩氏共編の「作者類別年代順万葉集」でも七首を房前の作に入れ、「藤原卿ハ契沖創見ニヨリ藤原房前ノ事トミテココニ入ル」とことわつてゐる。窪田空穂氏の「万葉集評釈」は、「誰ともわからない」として懷疑的になつてゐるが、「年月を審みせず」とある点については、「七首中の歌によつて、紀伊の和歌の浦の行幸に従駕した時の作であることは明らかで、それは聖武天皇神亀元年十月のことである。本巻の編者にとつて、これは最近のことで、作者も年月を知つてのことで、何らかの心から態とこのやうに云つたのではないかと思はれる、云々、」としてゐる。神亀元年十月の紀伊行幸へ供奉しての作とするのは、玉津嶋や玉津嶋へ赴いた途次の作としてふさわしいような紀伊國関係の歌も見える点からであらうが、神亀元年十月の紀伊行幸の時と断定すべき根拠はない。編者が年月を知つていながらわざと隠したとするのも独断にすぎない。最後の歌により相手は高貴な女性であるうなどともあるのが、最後の歌からはむしろ逆のことが考えられる。

かくて房前とみる説はいくらか疑問を残しながらも、定説に近いものになつてゐるが、武田博士の「全註釈」、土屋文明氏の「私注」には異説がみえる。武田博士は麻呂説を唐え、土屋氏は武智麿、房前、宇合麻呂四卿の中の何人かは決しがたいとして、懷疑説を説いてゐる。まず武田博士の説をみると、「全註釈」に、藤原卿は「誰

とも知られない」としてゐるが、あとで「余は麻呂だと思ふ」と新説をだし、新歌序によると、七首は大部分紀伊關係の作となるのに注意して、麻呂が神亀元年の紀伊行幸に供奉して、坂上郎女に贈つたものなるべく、その頃兩人の間に關係があつたのであらう、と頗る穿つた説を述べてゐる。これはのちに入つてゐるのである。卷七は大伴氏と關係が深いので、その縁でここに入つてゐるのであらう、と藤原麻呂と坂上郎女との相聞歌があるところから思いついたのかと思う。土屋氏の説は最も詳細で、二二一八番の歌の註に、

以下七首は左注に藤原卿作未審年月とある。紀伊行幸に従駕した藤原氏の卿の作の意である。神亀元年聖武天皇の紀伊行幸は和歌浦に数日駐輿であるから、其時の作と見るのが理由があるわけである。藤原卿に就ては代匠記に房前として居るが、此の程度の歌は何人にも作り得ぬことはないから、武智麿、宇合、房前、麿、四卿の中の何人かは明かにし難い。若し又年月が違ふとすれば、更にその人を知り難くなる。行幸従駕の作としては常套的なものである。

更に、一一九五番の歌の註に、
左注に就いては、前に述べたが、今七首を見來つて、再び案ふに(一一一八)に大宮人の語があるので、行幸従駕の作と見えるが、中には全く民謡風のものもあり、行幸を神亀元年とすれば、ユラノサキの如く、それからはみ出す地名もある。大体此の卷七には、ここ以外に作者を注したものはないので、始めから作者未詳の作を輯録したものと思へる。七首を藤原卿としたのは、余り確かな資料によつたのではないかも知れぬ。況して七首が同時の作、神亀元年の行幸の時の作といふときは、頼り少き推測といふことになるのではないか。

としてゐる。また二二一九番の歌の註に、卷一の志貴皇子の、「葦

へ行く鴨の羽がひに霜ふりて寒き夕は大和し思ほゆ」(六四)、をひいて、その模倣というよりは「替へ歌」とでもいうべく、また兩首を比べてみると、此歌の方が後なること論をまたず、年代が大寶元年にあつた行幸でなく、卷一の靈龜元年より後の行幸、恐らく神龜元年という推理にも役立つであらうとして置ける。

二、

かように懷疑説もないではないが、北卿の房前とする説がもつとも有力になつてゐる。しかし房前の歌は集中に一首見えるのみで、しかも右七首とある作とは作風も合わない。一首というのは、巻五の、

こととはぬ木にはありともわがせこがたなれのみ琴つちにおかめやも(八一二)

というので、大伴旅人に贈つた歌である。契沖は武智麻呂をば集中に作が一首も見えぬという理由から斥けたが、房前も同様の理由から有力とはいいがたいのである。武智麻呂は集中に名を明記した作もみえず、契沖がいうように候補には考えがたい。房前も武智麻呂も難があるとすると、四卿のうち残るのは宇合と麻呂である。武田博士は麻呂説をだしているが、麻呂ものちにみるように有力とは思われない。自分は宇合ではないかと思う。宇合については真淵や土屋氏もちよつと触れているが、別に根拠をあげず、暗示している程度にすぎない。宇合を推すのは次の理由からである。

まず宇合は、卷一に「式部卿藤原宇合」、卷三に「式部卿藤原宇合卿」、卷八に「藤原宇合卿」、卷九に「宇合卿」として数首の歌のつていて、単に「藤原柳」と呼ばれても自然な感じがする。

(卷四には藤原宇合大夫ともある。)

また一二二四番の、

大葉山霞かがぶりさよふけてわが船はてむ泊しらずも

という歌は、卷九に「基師の歌」(一七三二)として重出しているが、その厚前に「宇合卿の歌三首」として三首の歌があり、その点からも宇合と見るのが自然である。かつ宇合は奈良朝初期の人間であり、基師もほぼ同時代と考えられるから、卷七に古歌集所出とある作の時代もおよそ推定できる。

更に歌風からみても、「右七首」とある作の歌風と他に宇合作とある作との間にも共通性が多い。「右七首」とある歌は、通行本のままに従うのと、新らしく訂正した順序によるのとでは、相違を来すが、どちらにしても宇合の歌風とみて不自然さを感じさせない。新歌序による方がよりしつくりするところがあるが、新歌序による七首をあげると、

黒牛の海くれなるにはふももしきの大宮びとしあさりすらしも

(一一一八)

わかか浦に白浪たちておきつ風寒きゆふべはやまとしおもほゆ

(一一一九)

妹がためたまを拾ふと紀の国のゆらのみさきにこの日くらしつ

(一一二〇)

わが舟の楫はなひきそやまとよりこひこしこころいまだあかな

くに(一一二一)

たまつ島見れどもあかずいかにしてつみつみ持ちゆかむ見ぬひと

のため(一一二二)

紀の国の雑賀の浦に出でみればあまのともしび浪のまゆみゆ

(一一九四)

あさごころも著ればなつかし紀の国の妹背の山に麻まくわぎも

(一一九五)

このうち、一二一九番の歌は土屋氏もといっているように、^{註一}卷一にみ

える志貴皇子の、「あしべゆく鴨の羽がひに霜ふりて寒きゆふへは
大和しおもほゆ」(六四)、と下句が一致し、明らかに影響をおも
わせる。一一一八番の歌も、

黒牛渦漸ひの浦をくれなるのたまも裾ひきゆくはたが妻(卷
九、一六七二)

あたりの影響がありそうだし、一一九四番の歌の下の句も、

むこの浦の庭よくあらしいさりするあまのつり舟浪のうへゆ見
ゆ、(卷三、二五六の別伝。)

等を模倣したのであろう。かように模倣の作が多いのが気になる
が、字合は詩作を主としたらしく、歌は軽い気もちで作つたのであ
らう。

校本万葉集で見ると、「古葉略類聚抄」では一一九四番の歌の前
行に、「藤原卿年月不詳入哥七首」とあるが、意味が明らかでない。
一一九五番の歌の左註に、「右七首者藤原卿作、未審年月」と
あるによつたとすれば、無理なく解釈できる。

三、

藤原字合は正しくは馬養と書き、字合は宇摩合の摩を略したも
のという。不比等の三男で、武智麻呂や房前の弟、麻呂の兄に当る。

「続日本紀」によると、靈龜二年(七一六)遣唐副使、(押使は多
治比郎守、大使大伴山守)、養老二年十月太宰府に着き、十二月入
京、養老三年常陸国守に任じ、七月按察使を兼ねた。神龜元年(養
老八年)四月式部柳在任、征夷持節大將軍となる。「続日本紀」神
龜元年四月七日の条に、「丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合
、為持節大將軍、二云々、為征海道蝦夷也、」とあり、このこ
ろは在京して、海道東征の持節大將軍として東国に派遣された
と見える。同年十一月帰京。同三年難波宮の修理を督し、天平三年

八月參議、十一月畿内副總管、四年八月西海道節度使に任じ、九年
(七七七)八月痘瘡のため病没した。(痘瘡流行のため四兄弟とも
に死亡。)(「參議式部卿兼太宰帥正三位藤原朝臣宇合薨、」とあ
る。懷風藻の伝本には没年を三十四歳としたのがあり、「万葉集古
義」もそれに従っているが、(人物伝では三十四歳、卷一の註では
五十四歳としている。群書類従本の懷風藻や「尊卑分脈」には四十
四歳とある。三十四歳とすると、十三歳で遣唐副使に任じたことにな
るし、四男麻呂より年下ということにもなるので、三十四歳説は
成立たない。四十四歳説あたりが種当かと思うが、懷風藻に「悲
不遇」と題して収められた詩に、

学類 東方朔 年余 朱買臣

二毛雖 己富 万卷徒然貧

とあるので見ると、五十四歳説に従いたくなる。(年齢も房前に近
接する。)けれども右の詩は他の境遇に同情して詠じたものよう
に思われる節もあり、また誇張が無いとも限らないので、五十四歳
説も確実とは言えない。四十四歳説とすると、持統天皇の朱鳥九年
の生まれということになり、人麿の盛時に少年時代を送つたのであ
る。不比等をはじめ房前・宇合・麻呂ともに懷風藻に詩作を残して
いる。不比等は養老四年に薨じ、四人ともに天平九年に流行した痘
瘡のために世を去つたのは、藤原家にとり大きな打撃となつた。卷
一に「大行天皇難波に幸せる時の歌」として、

たまもかる沖へはこがじしきたへの枕のあたり忘れかねつも
(七二)

という歌をのせ、「式部柳藤原字合作」とあるが、万葉集とは相当
に関係が深かつたとみられる。大行天皇は文武天皇で、難波宮行幸
は慶雲三年のをさしたのであろう。宇合の没年を四十四才とする
と、十四才の頃で、歌もどこか稚拙な趣があり、「たまもかる」と

いう初句の用法などきこちなく、人麿の作あたりの模倣のあとを思わせる。同じ時の作として並べてのせた忍坂部乙麿の作も同様の感じを与える。宇合が式部卿とあるのは、聖武天皇の神亀元年の頃であるが、(「尊卑分脈」によれば神亀三年式部卿参議となる)左註に式部卿としたのは行幸当時の官名ではなく、編纂時代の追記とみられる。この点から考えると、万葉集二十巻中成立が最も古いとみられている巻一も、さして古くないことがしられる。もつともこの宇合の歌は目録には「作主未詳歌」とし、下に「式部卿藤原宇合」と註記しているから、本文の左は註後からの書入と見ることもできよう。が書入としても、巻一の編成塗上での書入で、最後のな編成後のものとは思えない。「略解」には、「此時、宇合柳まだ童にて御供すべからず、宇合卿の歌にあらじと考にいへり、」とあるが、宇合の年齢には疑問があり、童でも供奉しなかつたとは言えないので、簡単に断じがたい。記載に従うべきであろう。(五十四歳没とすれば、この点は無理がなくなる。)神亀三年十月には、宇合が知造難波宮事に任ぜられ、巻三に、「式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之歌一首」として、

昔こそ難波あなかといはれけめ今はみやこひき都びにけり、
という歌も見える。宇合はさらに天平三年十月難波宮の改修を監していることを思い合せると、宇合と難波宮とは深い関係があつたことが知られ、宇合の没後であるが、天平十六年難波に遷都が行われている事実も見のしがたい。万葉集には難波宮と関係のある歌が多いが、巻十四の問題は別として、宇合と万葉集の成立に特殊な関係はないであろうか。宇合については「尊卑分脈」の「宇合卿伝」に、「器宇弘雅……才兼文武矣、雖經管軍国之務、特留心文藻、天平之際独為翰墨之宗、有集二卷、猶伝也、
とある。「集二卷」は詩集であろうが、今日は伝わっていない。懐

風藻に、詩六首が載っているが、多くは二三首しか採られていないのに、六首も採られたのは異例であり、非凡な詩才が認められていたのであろう。(もつとも麻呂の作も五首見える)

「暮春曲宴南池並序」、「在常陸贈倭判官留在京並序」、「秋日於左僕射長宅宴」、「悲不遇」、「遊吉野川」、「奉西海道節度使之作」、と題した六首であるが、最後の詩は、

往歲東山役 今年西海行

行人一生裏 幾度倦 刃兵

という五言詩で、集中の傑作として定評がある。西海道の節度使を仰せつかつた時の感懐を叙したので、晩年の作である。「在常陸贈倭判官留在京」と題したのは、常陸国守在任時代、はるかに京の友を偲んでの作で、親友の不遇に同情し、大器晩成を説いて慰めている。序に「待君千里之質于今年」とあるから、養老五年ごろの作であろうか。「悲不遇」と題した作についてはすでに述べた。宇合が自分を詠じた作としてはしつくりしない点があるが、老いて不遇を歎じているのは、他の境遇に同情しての作かも知れない。あるいは漢詩一流の常套句法を軽くよみこんだのかも思うが、とにかくそうとうに年輩になつてからの作にちがいない。詩をありのままに解釈すれば、宇合の没年については五十四歳説がしつくりする。

「秋日於左僕射長宅宴」、と題した作は、左大臣長屋王の邸で宴が催された時の詩であるが、長屋王が左大臣になつたのは神亀元年のことであり、天平元年には陰謀の嫌疑をうけて討たれる。宇合は神亀元年四月には在京していたらしく、再び東国に遠征し、十一月に帰京しているから、神亀元年から天平元年までの間の作ということになる。懐風藻には、「秋日於長宅宴新羅客」と題した詩が多く収められ、長屋王にも、「於宝宅宴新羅客」と題し

た詩があるが、「(宝宅)は佐保にあつた王の邸をさすらしい」、内容で見ると新羅から来朝した使人にたいし送別の宴を長屋王の邸で催した時の作らしく、宇合のもその時の作と見られる。「続日本紀」によると、神亀三年五月新羅使が来朝秋七月に帰つてゐるから、これらの作は神亀三年七月送別の宴を開いた際のものである。神亀三年から四年目の天平元年二月には長屋王に陰謀の嫌疑がかかり、宇合は朝命により王の邸を囲み、王は自尽した。宇合は活動的な生涯を送り、世間的にははなやかに見えるが、東奔西走席の暖まる暇なく、内心不満や寂寥を感じていたらしく、そうした不満寂寥がおのずと文学活動を誘致しているようである。

宇合は高橋虫麻呂とともに「常陸風土記」の編者にも擬され、(秋本吉郎氏は「国語と国文学」昭和三十年五月号所載の「九州及び常陸風土記の編述と藤原宇合」と題した論文で、宇合を「九州風土記」の編者にも擬している。)東歌との関係で問題を残しているし、漢詩人としての地位からも、文学的に相当な地歩を占めていたと見られるから、「藤原卿」という略称は、社会的地位からも文学的地位からも無理がないといえよう。ただ「右七首云々」の左註は前後の関係からみると、唐突な感じを与えるから、巻一の場合と同じく、編成途上または編成からあまり遠くない時期に追記されたのかも知れない。

武田博士も右の七首は神亀元年十月紀伊行幸に供奉しての連作と見ているが、藤原麻呂説を前提とした意見で、宇合は同年四月に海道東征の持節大將軍として東國に赴き、十一月帰京したことになつてゐるから、十月の行幸には間に合わなかつたはずである。七首の歌は、黒牛瀉、和歌の浦、由良の岬、王津嶋、雑賀の浦、妹背の山、など、六首まで紀伊の國の地名をよみこみ、しかも和歌の浦関係もしくは近在の地名が大部分をしも、大和から玉津嶋へ赴く途中

に通過し、あるいは展望しての作と考えられるものが多いので、紀伊行幸と結びつけたくなるが、あながち神亀元年十月の紀伊行幸と結びつけないとも、玉津嶋が特殊な景勝地であり、神亀元年聖武天皇の行幸にあつたのは、離宮を営まれたり、春秋二季官人を差遣して「玉津嶋之神明光浦之靈」を奠祭せしめるようとりはからわれたとあるから、神亀天皇の行幸以後も、朝臣が玉津嶋を訪れる機会はいくらもあり得たと思われる。左註に、「不明年月」とことわつてあるが、神亀元年の行幸供奉の作ならば、年月不明になつてゐるはずはない。(神亀元年十月の行幸では笠村・千年・赤人らが從駕の作を残り、明記がある。)大宮人をよみこんだ作があるが、これもして行幸に限る必要はない。ただし藤原卿が宇合だとしても、編者がそう信じたまでで、(あるいはそういう伝えがあつたまでで、)七首のすべてが同じ場合に作られたか否か問題が残る。

わがせこをいつぞ今かと待つなへにおもやは見えむ秋風の吹く
(巻八、一五三五)

のように、「藤原宇合卿歌」と明記しながら、女性の作らしいのもまじつてゐるから、(織女の心をよんだ作とでもみれば別であるが、)別人の作もまじつてゐないとも限らない。

土屋氏は民謡風の作もまじつてゐると言つてゐるが、これは当然ぬと思う。一一九五番あたりが、そんな感じを抱かせぬでもないが、どちらともとれる作風であり、横倣性の多い創作歌が多い点からみて、しいて民謡とする必要はなさそうである。

武田博士によつて藤原卿は藤原麻呂とする説が唱えられ、土屋文明氏も候補の一人に数えているから、麻呂説について吟味しておこう。不比等の四男のうち、宇合まで同腹、麻呂のみは異腹で、母は不比等の異母妹五百重娘という。天平九年四十三才で世を去つてゐるから、宇合の歿年を四十四才とすると、一才年下だつたことにな

る。養老五年左京大夫となり、以後兵部卿・参議・持節大使等を歴任している。歌は万葉集卷四に、「京職藤原大夫贈 大伴郎女 歌三首」とした一連の相聞歌がのせてある。大伴郎女は旅人の妹の坂上郎女のごとく、右の麻呂の歌にこたえた四首がつづけてのせてあるが、麻呂の作は、

をとめらがたましくしげなるたまぐしの神さびげむも妹にあはず
あれば(五二二)

よくわたるひとは年にもありとふをいつのまにぞもわがこひに
ける(五二三)

むしぶすまなごやがしたにふせれども妹とし寝ねば肌し寒しも
(五二四)

とあり、集中に麻呂の作と明記したのはこれだけである。郎女はじめ穂積皇子に嫁したが、皇子の没後麻呂と親しみ、のち大伴宿奈麻呂の妻となった。麻呂の歌はさほどでないが、郎女の歌は熱烈な調子の高い恋歌になつていて、情熱の程を思わせる。麻呂の右三首を問題の七首とくらべると、歌風もしつくりせず、技倆からみても麻呂の作とある三首の方がずつと劣つてゐる。ただ「むしぶすま」の歌は、「あさごろも」の歌と似通う点がないでもないが、しいて結びつけねばならぬというほどの共通性も感じられない。宇合には海に關係した歌が多いが、七首のうち六首まで海の歌であり、麻呂の作とある三首はすべて海とは關係のない作である。その点からみても、藤原卿を麻呂とするのには躊躇せざるを得ない。武田博士が神龜元年紀伊国行幸に供奉して郎女によみおくつた作と推定したのは、右相聞歌に基いてのこととおもわれるが、神龜元年行幸供奉の作と仮定しても、麻呂が京職大夫となつたのは養老五年であり、郎女が宿奈麻呂との間に坂上大嬢を生んだのは養老五、六年頃らしいから、神龜元年頃まで麻呂と關係が続いていたかどうか疑わしい。

また麻呂も左京大夫や兵部卿になつてゐるし、「藤原卿」と呼ばれることがあり得ないとも言いがたいが、(卷四に京職藤原大夫とある)、房前・武智麻呂・宇合ら三兄が有名になつてゐる以上、採集などで単に「藤原卿」と呼んで通用し得るほどの存在とは考えがたい。とくに詩壇歌壇を通じての名家宇合がすぐ上にひかえてゐる。これらの点を考え合せて麻呂説は否定してよいと思う。

註一。卷十四にみえる三五六〇番の防人歌、

葦の葉に夕霧たちて鴨が音の寒き夕し汝をばしぬばむ

もこれらの歌との間に類縁關係が認められる。六四番と二一九番双方からの影響が考えられ、東国と宇合との關係をうかがうたよりとなるであろう。

註二。万葉集の卷四に、「藤原宇合大夫任を遷されて京に上る時、常陸娘子の贈れる歌一首」として、

庭にたつ麻を刈りほしきしぬぶ東をみなを忘れたまふな

という歌があるが、東歌と宇合との交渉を考へるうえから、また問題の七首の中の最後の歌(二一九五)との類縁關係からも注意される。

註三。卷一には藤原鎌足を「内大臣藤原卿」と呼んでゐる。契沖が「代匠記」で、「大卿冠ならば内大臣藤原卿と云べし、」とことわつてゐるのはそのためであろう。卷四に、大納言兼大將軍であつた大伴安麻呂を「大納言兼大將軍大伴卿」「佐保大納言卿」と呼んでゐる。卷三の二九九番の歌に「大納言大伴卿」とあるのは安麻呂とも旅人とも言われるが、卷三・四・五・六・八等には大伴旅人を「太宰帥大伴卿」「帥大伴卿」「大納言大伴卿」「中納言大伴卿」など呼んでいて、「大伴卿」は旅人が代表してゐるような観がある。ただし卷五の左註には安麻呂

の兄で贈右大臣の大伴御行を「大将軍贈右大臣大伴卿」と呼び、巻四の左註に「高市大卿」とあるのも御行をさしたものである。巻十七・十九・二〇等に橘諸兄を「左大臣橘卿」とし、巻六等に諸兄の弟佐為王を「橘少卿」「少卿」と呼んでゐる。巻六に石上乙麻呂を「石上乙麻呂卿」と呼び、巻三にも「石上卿」の作という歌が出てゐる。「石上卿」は「万葉考」には石上麻呂とし、「古義」には石上乙麻呂としてゐるが、乙麻呂と見るのが穩やかであろう。麻呂は大納言をへて左右の大臣になつた人物で、「石上大臣」ともあり、乙麻呂は従三位中納言兼中務卿として薨じた。また巻五に「大式紀卿」、巻九に「石河卿」（「宇合卿歌」と並べて出してある）、とあるのは誰をさしたのか明らかでない。「紀卿」は太宰太式をつとめていた人物なるべく、「石河卿」は「古卿」には「石川朝臣年足か」としてゐる。（年足は巻十九の歌の左註に「式部卿石川年足朝臣」とある）。ほかに姓名に卿をつけた例としては、巻三・六・八等に「安倍広庭卿」「中納言安倍広庭卿」、巻六の歌の左註に「右大弁高橋安麿卿」、とあるが、広庭は宮内卿・左大弁・中納言等を歴任し、安麿は宮内少輔や右中弁をへて太宰大式となつてゐる。これらの用例からみても、字合を「藤原卿」と呼ぶことはきわめて自然のように思われる。

なお卿と大夫との間にははじめがあつたらしいが、「古義」には、「そもそも卿大夫と云は、三位已上の人を某卿、四位四位の人を某大夫、と文字には別ち書して、口語には麻マ敵ヒツ都ツ伎キ美ミと称ことなり」（万葉集人物伝）、とある。しかしこれはさほど厳密には考えがたいこと、「古義」にも別にといてゐるごとくであり、實際の用例について吟味すればいろいろ問題があるであろう。宇舎のように、同じ人物も大夫と呼んだり卿と呼ん

だりする例がある。これは「古義」には作歌の時期によつて地位に移動があるためとされているが、それにしても「卿」と呼ばれている人物を大夫と呼ぶことはありえても、麻呂のように「大夫」とだけ呼ばれている人物に「卿」という用例を想定するのには慎重を期する必要がある。なお四二二七・四二二八番の歌の左註に、「右二首歌者三形沙弥承贈左大臣藤原北卿之語依諷之也、聞之伝者笠朝臣子君、復後伝読者越中国掾久米朝臣広繩是也」、とあるのは、北卿房前と和歌との因縁を考へるたよりにはなるが、「藤原卿」が房前をさしたと見るべき積極的な証左とはしがたい。

限定出版

△在庫少▽

色彩と文学

伊原 昭 980

鹿持雅澄と万葉集

鴻巣隼雄 950

国文学私論

塚本康彦 360

千代田区西神田二ノ二一九

桜楓社出版